

騒音発生施設（県条例）

特定施設以外に次表に掲げる騒音発生施設を有する工場・事業所は、騒音特定工場等となり、県条例によりその所在地を管轄する市町村長への届出が必要となる。

番号	施設名	規模
1	金属加工用の旋盤 (ベルト駆動式のものであること。)	すべてのもの
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が3.75kW以上7.5kW未満であること。
3	コンクリート製品製造用コンクリートプラント	気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混連容量が0.45m ³ 未満であること。
4	木材加工機械	
	(1)チップパー	原動機の定格出力が2.25kW未満であること。
	(2)製材用帯のこ盤及び丸のこ盤	原動機の定格出力が7.5kW以上15kW未満であること。
	(3)木工用帯のこ盤及び丸のこ盤	原動機の定格出力が1.5kW以上2.25kW未満であること。
(4)かんな盤		
5	冷凍機	原動機の定格出力が3.75kW以上であること。
6	冷却塔	原動機の定格出力が0.75kW以上であること。
7	バーナー	燃料の消費能力が1時間当たり500以上であること。

備考 冷凍機は空調装置を含む。